

別 送 書 類 送 付 書

◆送付手順◆

- (2)の別送書類に「別送書類の送付は不要です。」と表示された場合は、以下の作業は不要です。
- システムで表示される画面下部の「印刷」ボタンをおして、本書を印刷してください。
- (2)の別送書類が揃っていることをご確認ください（「定時」「随時」の欄の○は各申請の種別に必要な書類を示しています）。
揃った書類の確認欄に「レ」を記入してください。
- この別送書類送付書に(2)の別送書類を添えて、本書の下部に記載されている「提出先」へ郵送してください。
※郵送期限は、データ送信日から7日以内必着です
(ただし定時受付の際の最終提出期限は別に定められますのでご注意ください)

(1) 申請情報

申請先	蒲郡市
手続き名称	
到達番号	
業者統一番号	
代表審査自治体	蒲郡市
商号名称	
部署名	
担当者名	
直通電話番号	
E-mailアドレス	

(2) 別送書類

◆代表審査自治体向け送付書類				
確認	定時	随時	書類名	説明
☐	○	○	登記事項証明書 等	〔法人の方〕 履歴事項全部証明書 〔個人の方〕 ・代表者の身元証明書（本籍地の市区町村長が発行する身元証明書。日本国籍を有しない方は在留カード又は特別永住者証明書） 及び ・代表者の登記されていないことの証明書（全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課窓口にて発行。また、東京法務局では郵送申請も可能。）
☐	○	○	納税証明書（国税）	〔法人の方〕 税務署が発行した法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3 未納のないことの証明） 〔個人の方〕 税務署が発行した申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2 未納のないことの証明）
☐	○	○	納税証明書（愛知県税）	*「代表審査自治体」が愛知県の場合は提出不要 〔法人の方〕 愛知県の県税事務所が発行した法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税の納税証明書（未納の税額がないこと用） 〔個人の方〕 愛知県の県税事務所が発行した個人事業税及び自動車税の納税証明書（未納の税額がないこと用） *愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税に納税義務がないことの申出書（別紙様式）」を提出 *「自動車税」については保有する車がない等、自動車税を支払う理由がない場合でも、「自動車税」の「未納がないこと」の証明は交付されるため、必ず納税証明書を提出

◆申請先自治体向け送付書類				
確認	定時	随時	書類名	説明
☐	○	○	別送書類送付書	提出書類がない場合は「別送書類送付書」の提出は不要です。

「代表審査自治体」が「蒲郡市でない」場合は、「別送書類」の送付は「不要」です。

送り先電話番号	
到達番号	
業者統一番号	
商号名称	

————— キリトリ ————— キリトリ ————— キリトリ —————

キリトリ線で切り取って郵送先宛名として封筒に貼り付けてご利用ください